

当薬局は、健康保険法・国民健康保険法等に基づく保険薬局です

○どこの医療機関の処方せんでも応需します。

○患者さんごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づいて、薬剤師が薬物アレルギーや副作用等を確認するとともに、他の病院・医院から処方された薬剤について重複投与や相互作用等をチェックし、薬剤の服用方法及び保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行います。

当薬局では、厚生労働省が定めた次の施設基準に関して十分な体制が整備されており、必要な構造設備を満たしています。

○電子的調剤情報連携体制整備加算

より質の高い医療を提供するため、マイナ保険証の利用、オンライン資格確認による情報を取得して活用しています。また、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています

○服薬管理指導料1ーイ、2ーイ

かかりつけ薬剤師として一定以上の研修・経験をつんだ専任の薬剤師が対応します

○在宅患者訪問薬剤管理指導料

医師の指示に基づき在宅で療養されている患者さんを訪問して必要な服薬指導を行います。

○在宅薬学総合体制加算 1

年48件以上の在宅訪問の実績があり、研修を実施するなど良質な在宅医療を行う体制を整えています。

○地域支援・医薬品供給対応体制加算 2

- ・保険調剤に係る医薬品として1200品目以上の医薬品を備蓄しています。
- ・地域の保険医療機関又は保険薬局に対して在庫状況の共有、医薬品の融通などを行っています。
- ・医療材料及び衛生材料を供給できる体制を整備しています。
- ・麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができます。
- ・医薬品情報を随時提供できる体制を整備しています。
- ・調剤室の面積が16平方メートル以上あります。(令和8年6月以降に開設する保険薬局)
- ・当該保険薬局の開局時間は、平日は1日8時間以上、土曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。
- ・休日夜間を含む開局時間外に調剤及び在宅・ご相談に対応できる体制を整備しています。
- ・在宅療養の支援に係る多職種との連携ができる体制を整備しています。
- ・年間24回以上の在宅訪問実績を有しています。
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行い、必要時に適切な対応を行います。
- ・医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)に登録し、医薬品安全情報へ対応しています。
- ・かかりつけ薬剤師がお薬に関する相談に対応致します。
- ・基本的な48薬効を含めた、要指導医薬品及び一般用医薬品を販売しています。
- ・健康・生活習慣に関するご相談を受け付けています。
- ・緊急避妊薬を備蓄し、相談に対して適切に応需・対応し、調剤を行う体制を整備しています。
- ・保険薬局の敷地内は禁煙となっています。
- ・セルフメディケーション関連機器を設置しています

○厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品(ジェネリック医薬品)及びバイオ後続品(バイオシミラー)を積極的に採用しております。

開局時間: 平日 8時30分 ~ 17時30分

土曜 8時30分 ~ 12時30分

日曜・祝日・年末年始(12/30-1/3)は休ませていただきます。

営業時間外に緊急のお求めで調剤した場合には、時間外加算等の加算がされます。また、次の場合は夜間・休日等加算が加算されます。(平日夜7時以降、土曜日午後1時以降、祝日・年末年始(12/29-1/3)の営業日終日)

へき中央薬局・山口県薬剤師会

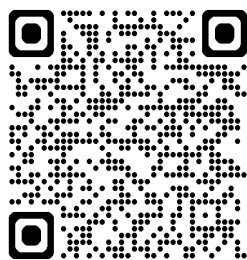
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和 8 年 6 月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願い
いたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



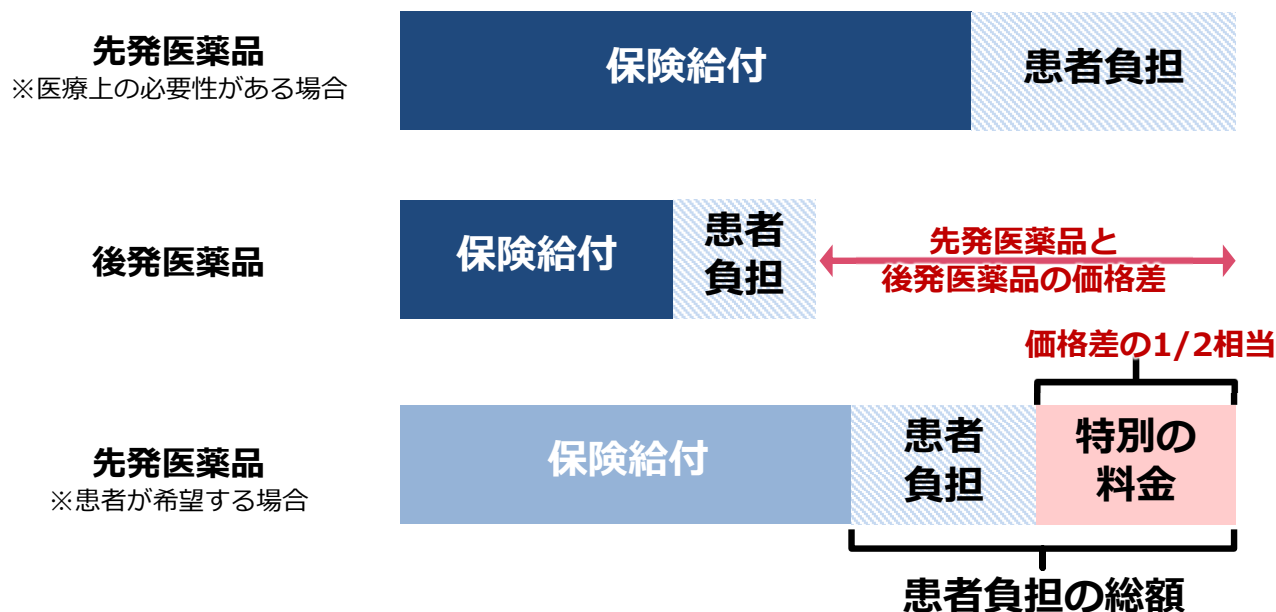
厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和8年6月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。